

平成26年第4回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成26年12月3日 午前10時00分開議

1. 出席議員 11名

1番	雑賀茂君	3番	服部隆君
4番	篠田英一君	5番	野澤良治君
6番	青野正君	7番	星野初英君
8番	牧山龍雄君	9番	福智正之君
10番	廣瀬裕君	11番	大野佳美君
12番	宮本秀樹君		

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	石山和雄君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	椿法男君
経済課長	諏訪洋一君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	関口富士子君
福祉課長	小川輝文君
福祉課参事	大槻正己君
出納室長	林博行君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会議務局長 岩橋弘

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成26年12月3日（水曜日）

午前10時00分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町税条例の一部を改正する条例
- 日程3. 議案第2号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程4. 請願第1号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願について
- 日程5. 議員提出議案第1号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 日程6. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程7. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号
- 日程4. 請願第1号
- 日程5. 議員提出議案第1号
- 日程6. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程7. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、後藤香進氏の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、農業問題については、野澤良治君からの質問です。

2、町の財源確保について、職員の管理体制については、服部 隆君からの質問です。

3、防犯対策について、小中一貫校について、かわち直販センターについては、牧山龍雄君からの質問です。

4、統合小中一貫校については、青野 正君からの質問です。

5、消費者教育の充実について、地域の課題解決については、星野初英君からの質問です。

初めに、野澤良治君、登壇願います。

〔5番野澤良治君登壇〕

○5番（野澤良治君） 皆さんおはようございます。5番野澤です。通告に従いまして一般質問をいたします。

ことしも残すところ1カ月余りになり、何かと忙しい年の瀬を迎える中、大変暗いニュースと申しますか、新聞報道でもあったとおり、生板地内において11月28日朝から警察による捜索が始まり、その日のうち地中から遺体が発見され、DNA鑑定の結果、7月26日から行方不明となっていた荒井貞男さんと判明し、極めて残念な結果となりました。心からご冥福をお祈りするとともに、私も近所に住んでいる一人として、今現在もブルーシートが張られ、警察で24時間監視が続いております。一刻も早い原因解明を願ってやみません。

また、衆議院が解散し、きのう公示、そして県会議員があす告示されるということで、ダブル選挙が行われ、14日に投票されます。これからの国の将来や茨城県の未来に向けた大事な選挙であることは間違いありません。安倍総理は、消費税10%への増税を先送りし、重要な変更について国民の信を問うのは当然だと強調しておりますが、世論調査によると、今回の解散を理解できると答えた人は30%にとどまっているとの報道もあります。景気の動向や財政再建、地方再生等国民の賛同が得やすい政策課題を争点に特定にして政権を維持できる議席を獲得すれば、集団的自衛権の行使容認や特定機密保護法、原発再稼働など、国民の多数が反対する政策も同時に賛同を得たと主張できてしまうと思います。

また、TPPや農業に対する政策については、不透明な部分が多くあることも事実であり、公約を比較検討して投票し、その危機感を共有しなければなりません。

今年の米の9月の全銘柄平均の相対取引価格は、60キロ当たり1万2,481円と最安値を記録、要因としましては、過剰在庫が引き金となり、米の直接支払交付金の削減も重なり、農家経営は非常に厳しい現状です。

そこで、今回の一般質問は、農業問題について3点質問させていただきます。詳しい内容については、自席より質問いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは、一つ目、農家所得の向上対策について質問いたします。

農水省の2014年度当初予算は2兆3,267億円余りで、2013年度から1.3%増ということで、この要因としましては、担い手の経営所得安定対策、それと農地集積の加速といった農政改革の柱となる政策に重点的に予算を確保する中、旧農業者所得戸別補償で措置した米の直接支払交付金は10アール当たり1万5,000円の単価を半減し、2018年度にはゼロになるということでございます。主食用米の需要が年々減り続け、現在も毎年約8万トン程度需要が減り、将来の農業、米づくりに不安を抱く人が大勢いると思います。

そこで、現在、河内町における専業、兼業農家の割合及び、わかる範囲で結構ですがけれども、収入がどのくらいあるかを担当課長より答弁をいただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 野澤議員のご質問にお答えいたします。

河内町における専業農家、兼業農家の割合と収入について、2010農林業センサスの数値をもとにご説明いたします。

専業農家、兼業農家の割合は、専業農家が169で20.9%、兼業農家が638で79.1%となります。収入については、専業農家、兼業農家別に区分できませんが、農産物販売金額規模別経営体数で見ると、100～200万円階層が32.2%と最も多く、以下、200～300万円階層が19.1%、50～100万円階層が15.8%、300～500万円階層が12.1%の順となっております。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 次ですけれども、ことしの米の価格の下落に伴い、国、県等の補償金の内容と今後の動向、そして町としての対応、対策について、具体的な考えがあればご答弁をいただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 平成26年産の米価の下落に伴う補償に相当する制度としましては、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策によるものが主となります。ナラシ対策は、認定農業者等を対象とした保険制度のようなもので、収入減少による農業経営の影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の年度末までの販売収入の合計が都道府県ごとに算定した標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補填するものです。

また、平成26年産の米の直接支払交付金の対象者のうち、ナラシ対策に加入していない農業者を対象として、平成26年産に限り、農業者の拠出を求めないナラシ移行のための円滑化対策も行っております。この制度は、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合は、ナラシ対策の国庫相当分の5割を交付するものです。

なお、ナラシの交付金は翌年の5月から6月ごろに支払われるため、国では、認定農業者等を対象としまして、ナラシ対策の実質前倒しに相当する稲作農家の農林漁業セーフティネット資金の1年間無利子化等の対策を示しております。

次に、米の直接支払交付金等の支払いの前倒しについてご説明いたします。

現在、町では、米の直接支払交付金等の支払いの前倒しについて、国等と提携して交付手続を進めております。米の直接支払交付金は、例年であれば年末の支払いとなりますが、ことしは12月上旬に支払いを前倒しする予定です。

また、水田活用の直接交付金のうち、飼料用米について、いわゆる面積払い分について年内に前倒しして支払いの手続を行っております。

なお、国においては、J A全農や経団連などの生産出荷団体へ概算金の早期追加支払いを要請するとともに、米穀安定供給確保支援機構を通じた売り急ぎ防止対策も講じる方針を示しております。

町では、今後も、国や県等と連携して、米価の下落による影響について適切に対応するように努めてまいります。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ただいま課長のほうから説明がありましたけれども、例えば一家を支え、生計を立てるには、ある程度の収入がなければ、離農や耕作放棄地が多く発生するのも現状であります。

そこで、安定収入に対する施策として、農地の集積化、そして栽培技術、または機械の効率利用などが考えられると思いますが、6次産業化への支援策や制度、そういうものを利用して地域の特性を生かした取り組みが全国各地で行われ、成功した事例もたくさんあると思います。

そこで、町としての今後の取り組みについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 6次産業化は、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との統合かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みでありまして、農作物の価格変動に影響されにくい、農家の所得安定にとって有効な施策であると考えております。

6次産業化に向けた総合的な支援制度としましては、6次産業化ネットワーク活動交付金がございます。この交付金は、農山漁村の所得や雇用の拡大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画した6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路拡大、農林水産物の加工、販売施設の整備等を支援するものです。

具体的には、推進事業であるソフト事業につきましては、農林漁業者と食品事業者、流通業者、J A、市町村等が参画する6次産業化ネットワークの構築や新商品開発、販路開拓の取り組みを支援する事業です。

また、整備事業、ハードは、6次産業化ネットワークの取り組みに必要な大規模な加工施設、機械等の整備に関する支援です。いずれも、六次産業化・地産地消法の規定による認定を受けた農林漁業者が対象となりますが、茨城県では、農林振興公社に茨城6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化への取り組みについて相談業務を行ってお

ります。

また、6次産業化に限定した事業ではございませんが、総務省主管の地域経済循環創造事業交付金もございまして、この交付金の主なポイントとしましては、地域資源である人材、地域金融機関の資金、観光、産業資源等を生かした先進的な事業であること、事業実施後は行政からの支援を必要とせず持続可能な事業であること、地元雇用や地元産業への直接効果が創出される事業であること、資金調達に際して地元の金融機関からの借入れを行うこと等となります。

6次産業化は、継続していくことが難しい事業であるとも言われております。町では、国、県等と連携し、6次産業化プランナーへの相談や地域経済循環創造事業交付金の活用等により6次産業化への支援に努めてまいります。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 続きまして、後継者の支援対策についてお伺いたします。

現在の農家の平均年齢は全国平均で66.2歳、そして耕作放棄地においては滋賀県の面積に匹敵すると言われておりますが、河内町における年齢別の就農人数の実態について答弁をいただきたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 年齢別の就農者人口と年齢別の実態について、2010農林業センサスの数値によりご説明いたします。

年齢別の農業就業人口、販売農家であり主に自営農業に従事した年齢別世帯員数は、合計で1,335人となり、内訳は15～29歳が82人、30～39歳が51人、40～49歳が73人、50～59歳が160人、60～64歳が166人、65歳以上が803人となっております。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ただいま課長から答弁があったように、やはり平均年齢というか、就業している人の年齢は高いなど見受けます。

そこで、現在の日本の新規就農者ですけれども、2006年度に8万1,000人が2012年には5万6,000人へと減少傾向であり、その約半分が60歳以上であり、会社を定年退職した後に実家を継ぐケースが多く、若手の新規就農者は全体の約12%にすぎず、関心の高まりと現実との間に大きなギャップがあり、具体的な作業内容や資金繰りなど、職業としての農業は大変難しいとされております。

その中、政府は、昨年、成長戦略の中で、40歳以下の農業従事者を現在の20万人から10年後には40万人に倍増させるという目標を掲げ、12年度から45歳未満の就農者に対して年150万円を最長5年間給付するといった青年就農給付金も始まり、12年度の39歳以下の新規参入者の数は1,500人と、前年比2倍となりました。しかし、補助金効果で就農者がふえたとすれば、補助金が切られたら、やがて離農者が多くなるのも現実だと思っております。

そこで、町としての後継者に対する支援実態について答弁をいただきたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 後継者を含めた新規就農者等への町の支援としましては、青年就農給付金や青年等就農計画制度等がございます。

青年就農給付金は、青年の就農意欲の喚起と定着を図るため、就農前の研修期間最長2年間準備型及び経営が不安定な就農後最長5年間経営開始型に、年間150万円を給付することによって新規就農を拡大していくものであります。

なお、青年就農給付金の対象となるためには、原則45歳未満である等の交付要件を全て満たすことが必要となります。

次に、青年等就農計画制度についてご説明いたします。

青年等就農計画制度は、新規就農者を大幅にふやし地域農業の担い手を育成するために、従来都道府県が認定主体となっていた就農計画について、本年度から計画の認定主体を茨城県から町へ移管しております。

青年等就農計画の対象者は、町の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等であって、青年等就農計画を作成して町から認定を受けることを希望する者です。計画を認定された新規就農者は、認定新規就農者となり、青年等就農資金無利子融資の利用や青年就農給付金経営開始型の支給の対象となるほか、平成27年産から改正が行われるナラシ対策等の経営安定対策への加入が可能となります。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 課長のほうからいろいろと利用方法等ご説明いただきましたけれども、今後の対策として、町として支援する方法というのはいろいろあると思うんですね。例えば農地の借り手、貸し手の情報の提供であったり、集積化に向けた取り組みも当然早期に行う必要があると思います。

そこで、国の政策としても、農地中間管理機構等を発足し、農地政策を推進するというところでございますけれども、実際の生産現場では農地集積や集落営農の組織化、そして農業生産法人化などの取り組みが今後ますます進むと思われましても、町としての支援の対策について、考えがあれば答弁をいただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 後継者等に対する今後の支援でございますが、今年度から始まった農地中間管理事業を活用した若手農業者を含めた担い手への農地の集積、集約化の推進を図ることが重要であると考えております。

後継者については、地域農業の中心経営体として、人・農地プランでの位置づけを行うとともに、農地中間管理事業による農地の貸し手と借り手のマッチングのための相談体制を整えながら、農地情報等の提供を行ってまいります。

また、今後整備される農地台帳・農地情報公開システムを活用した情報提供にも努めてまいります。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 続きまして、町特産物PR活動事業の動向と今後の対策についてお伺いいたします。

過去5年間における活動事業費の決算額と主な内訳について、答弁をいただければと思います。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 過去5年間における町特産物PR活動事業の活動事業費について、各年度に実施したイベントのうち事業費が大きいものをご説明いたします。

平成21年度、JR川崎駅316万1,000円、ふるさとかわち田植えまつり及び収穫祭48万3,000円、埼玉県上福岡駅38万9,000円、北茨城市港まつり35万8,000円、平成22年度、JR川崎駅及び溝ノ口駅299万5,000円、ふるさとかわち田植えまつり及び収穫祭63万5,000円、北茨城市夏まつり及び港まつり58万3,000円、埼玉県上福岡駅27万6,000円、平成23年度、JR川崎駅287万8,000円、ふるさとかわち田植えまつり及び収穫祭54万3,000円、北茨城市夏まつり及び港まつり43万6,000円、平成24年度、JR川崎駅253万5,000円、ふるさとかわち田植えまつり及び収穫祭62万5,000円、北茨城市夏まつり及び港まつり47万8,000円、坂東市さくらまつり9万1,000円、平成25年度、北茨城市夏まつり及び港まつり27万1,000円、ふるさとかわち田植えまつり24万6,000円、坂東市さくらまつり7万8,000円、以上の支出の内訳でございますが、米や野菜等の品代が主なものとなっております。

なお、今年度実施した主なPR事業は、坂東市さくらまつり13万円、北茨城市夏まつり7万3,000円、成田空港空市3万9,000円となりますが、ほかに成田空港関係イベントへの協賛等も行っております。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ただいま5年間の推移を教えてくださいましたけれども、活動事業費が年々減ってきているように見受けられます。その要因とといいますか、原因について何かあるのかどうか。また、今後どのようにPR活動事業を展開していくのか、自分自身なかなか方向性が見えていないような気がするんですけども、町としての今後の方向性といいますか、予算づけについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 特産物PR活動事業は、米やレンコンなどの町のすぐれた農産物、加工品等の特産物の紹介や販売を実施することによって、町のトータルイメージを広く町外へ発信することを目的としております。

従来ですと、JR川崎駅等での首都圏等のイベントを中心に、ふるさとかわちの直販センターの農産物等を協力していただき、PR活動事業をしてまいりました。

現在、PRイベントへの生産者等の参画を促すことを目的としまして、町内の農家の方に農産物の公募を行うなど、農家等から直接仕入れた特産物を主としてPR事業を実施し

ております。

今後は、PRイベントの実施に当たりましては、町の職員のみではなく、認定農業者や若手農業者等に積極的に参加していただき、消費者の動向を生産者みずから把握し、自身の農産物等を紹介できる体制に努めてまいります。

事業費が落ちていった経緯としましては、その首都圏のPR事業の見直しというのが主な要因となります。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 最後の質問なんですけれども、河内町は米づくりを中心とした農業地帯であり、農業振興に力を入れ、ある程度の予算化をしなければ、少子高齢化が進む中、離農者がますますふえ続け、税収も減少していくのが現状だと思います。

そんな中、補助金や施策については、国や県との連動する部分も多くあり、採用される部分が多いと思いますけれども、町としての今後の農業振興の具体的な対応策について、課長、そして町長からも一言考えがあったら答弁をいただいて、最後の質問とさせていただきます。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 先ほどの答弁と重なってしまいますが、今後のPRイベントにつきましては、やはり認定農家の方々や若手農業者の方々に積極的に参加していただける体制づくり、町全体の農家の皆さんの所得向上を目的といたしまして、そういう体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

そのために、特産物の販路の確保ということも含めまして、JAや商工会等との協力連携の強化をあわせて図っていくというように考えております。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 野澤議員さんのご質問の中で、今後の町の農業、もうかる農業といえますか、そのあたりなんですけれども、実は一つは、私考えているのは、今、ふるさと納税で石岡あたりは年間1億5,000万円前後の納税があると。そのお返しといえますか、その品物として、石岡の特産品を有効に使っていると。最初から石岡さんも品物がたくさんあったかという、そうではなくて、初めは少なかったんですけれども、どんどん町の特産品をつくりながら、それをPRしながらということで、それも農業振興の一つかなと思っております。ですから、そのための拡充についても、実は指示をしまして進めております。

それと、先月28日に、水戸の酒屋さんに行きまして、酒米の話がありましたものですから、訪ねてきました。そうしましたら、今、世界遺産にということで和食についても随分認められてきて、それに伴って日本酒の輸出というのも大分盛んになってきているということで、酒米が不足しているということで、それについて直接社長さんと会ってきたんですけれども、試験的に種もみが、酒米の種もみを探しているんですけれども、それがあれ

ば来年早速試験的に酒米をつくりましてそこに納品しようと、そういう話をしてきました。ですから、酒米の種もみがあれば、早速来年に向けて作付をして、それを買ってくれよと。

先ほど、ならして1万2,000円ぐらいとか、米の値段1万2,000～3,000円ですけれども、酒米はもうちょっとよくて、約1万8,000円前後の値段、もっと高いのも売っていますけれども、安全パイで1万8,000円ぐらいかなと思っているんですね、1俵当たり。

ですから、そういうことをその酒屋さんと話をして仮に進めたときに、酒屋さんのほうでも、できたお酒を例えば購入してくれないかという話もありまして、そうしますと、そのお酒というのは、蔵元から直接できたてを買うわけですから、それを町でPR事業で仕入れたとして、それを元値で町内の業者さんとか町民の方に買ってもらうとか、先ほど言ったふるさと納税にのっけたとしても、私は仕入れた価格で売れば町の持ち出しはプラスマイナスゼロなんですね。ところが、何がそこで大きいかというと、農家の人から普通のお米より高く酒屋さんが買ってくれば、農家の所得が上がるんですよ。そういう循環をすることが、先ほど6次産業化ということを課長言ってましたけれども、これも一つの6次産業化かなと実は考えています。

ですから、酒米をつくって、それを酒屋さんに買ってもらう、それを町のほうでPRしながら、買うかどうかこれからですけれども、大体1升当たり純米酒で小売価格が2,600円ぐらいのやつが1,800円ぐらいで譲ってくれと。その1,800円のをこちらで買うときには、お米は1俵当たり1万8,000円ぐらいで買うということで、もしかすると好循環が生まれるかなということも考えております。ですから、試験的に少量であってもやってみる必要があるのかなと実際今考えております。

それと、12月今月には、各農家というか、各家庭に、6次産業化の先ほど言った、詳しい名前ちょっとあれですけれども、興味ある方はその説明会に参加してくれという案内を出します。6次産業化に対する補助金ですか、それが使えるものがあるものですから、それについて興味ある方は説明会に参加しませんかというご案内を全戸に回そうということで考えております。

河内町の基幹産業は農業でございますから、お米を加工する、例えばおせんべいもそうだし、餅もそうだし、おみそもそうだし、そういう食材の大もとがあるものですから、それを使った加工品をできるような6次産業化の方策を今ちょっと考えておりますので、話があちこち行きましたけれども、現実的にそういうふうに動こうということでちょっと考えておりますので、ご参考までということで、以上です。

○議長（篠田英一君） 次に、服部 隆君、登壇願います。

〔3番服部 隆君登壇〕

○3番（服部 隆君） 皆様おはようございます。3番服部 隆です。通告に従いまして一般質問をいたします。

現在の河内町を取り巻く状況は、我が町の基幹産業であります稲作農家にとりましては

大変厳しいものがあります。市場原理に委ねられている米価は大幅に下落し、1表1万円を割り込み、9,000円前後の価格で推移しています。農業を廃業してしまう人も出ておりません。

このような中、衆議院が解散され、アベノミクスの成否を問う選挙戦に突入いたしており、さらには茨城県議会議員の通常選挙も同時に実施され、今後の日本、茨城県の将来を占う重要な時期を迎えております。

河内町におきましても、さまざまな課題が山積しておりますが、その中でも財政再建や人口減少対策は待ったなしの状況であり、これらのことを踏まえて質問させていただきます。

それでは、今回の一般質問につきましては、通告のとおり2項目の質問をさせていただきます。詳しい内容につきましては、自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） それでは、1項目の質問をいたします。

町の財源確保についてお伺いいたします。

平成20年4月に地方税法の一部が改正され、地方公共団体に対する寄附金制度が見直されたことに伴う寄附について、町においても平成20年よりふるさと寄附条例が制定されております。

まず初めに、今までの年間寄附件数、寄附額及び条例には寄附を財源として実施する事業の部分がありますが、使途状況について担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

初めに、寄附件数、寄附額でございますが、平成20年度が20件、20万9,000円、平成21年度が3件で1万5,000円、平成22年度が8件、104万円、平成23年度が10件、54万5,000円、平成24年度が11件、10万5,000円、平成25年度が14件、8万7,000円、平成26年度ですが、現在まで7件、4万5,000円となっており、合計73件、204万6,000円となっており、平成22年度は1件100万円、平成23年度は1件50万円の大きな寄附がございました。

使途状況でございますが、寄附申し込み者は5件の事業種類から使途指定できるようになっており、一つ目、少子化・高齢者対策などに関する事業には18万3,000円、二つ目、青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業には111万3,100円、特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業には11万9,500円、ふるさとの自然環境保全に関する事業には16万9,000円、その他目的達成のために町長が必要と認める事業には44万3,500円の寄附がありましたので、寄附があった年度は河内町ふるさと寄附基金に積み立て、翌年度繰り入れて各事業の財源としてまいりました。

○議長（篠田英一君） 3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） 次に、県内市町村のふるさと寄附金状況を調べましたが、先ほど

も町長が言っていました。石岡市が平成25年度は3,078件、3,030万1,000円、平成26年度9月までが1万3,429件、1億4,248万9,000円となっております。県内においても最も多いふるさと寄附と思いますが、この数字は、寄附者に対する特産品等のお礼の差によるものと思います。

現在、近隣市町村と当町は特産品のお礼の状況はどういったものか、担当課長にお聞きします。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

服部議員ご指摘のとおり、石岡市は平成25年度より多額のふるさと寄附の状況でございます。これは、市独自のふるさと寄附に対するお礼の特産品カタログの関係だと思われま。カタログの内容は、米、豚肉、果物、酒、お菓子詰め合わせ等、定価で5,000円から6,000円の商品60品弱を取りそろえており、1万円以上の寄附で1品目、3万円以上で2品目をお礼として送付しております。

近隣市町村の状況でございますが、龍ヶ崎市は、1万円以上の寄附で、特別発刊の「るぶ龍ヶ崎」とトマト、米、コロッケから1品を選択、5万円以上は、それに加え湯ったり館のペア宿泊券、稲敷市は、5,000円の寄附で揚げ餅、これは2,000円くらいということです。利根町は、1万円の寄附で米3キロとみそ900グラム、阿見町は、5,000円以上の寄附で阿見町予科練平和記念館招待券5枚、美浦村は、14品の中から1万円以上は1品といった状況で、当町は「おかずのいらぬかわちのお米」3キロとなっております。

○議長（篠田英一君） 3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） 石岡市は、カタログなどを作成して寄附金に対する特別な商品とお礼をしているようですが、近隣市町村は余り変わらないお礼のように思われます。

最近の報道としては、特産品の過剰なアピールや、寄附金を獲得し地域活性化に役立てようとする自治体も少なくないようです。ふるさと納税一括代行なる業者もあり、このようなことは、条例の目的とは少し異なると思いますが、今後はどのような方法で寄附の促進を図っていくのか、担当課長及び雑賀町長にお聞きして、ふるさと寄附金の最後の質問とします。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもありましたが、現在、町長の要望もありまして、企画財務課内において検討しております。石岡市のようなカタログから選べるとか、1万円の寄附でコシヒカリ20キロ、30キロとか、目立つお礼の特産品も考えていかなければいけないと思いますが、できればお礼の特産品は農協、業者等に依頼して送付できるようなことも考えております。

石岡市、利根町、美浦村などはお礼の特産品は送付を依頼しており、稲敷市などもお礼

の特産品、そして送付方法なども検討しているということなので、当町においても、ふるさと寄附が少しでも増額できるように町長と検討してまいりたいと思います。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 先ほどの答弁と重なるところもあるんですけども、これが合法的であれば私は問題ないのかなと思っていまして、河内町の特産品ということで、逆に特産品がなければつくればいいと思っているんですね。それが6次産業化でもあるし、町の従事している方が、少しずつでもそれがどんどんつくったものが世に出ることになれば、励みにもなると思いますので、そういう意味におきましては、早急にこれを具体化しなければならないということで、今、早急に河内町でどういうものがあるのかということで、そこから調べておきまして、例えば皆さんも食べたことあるでしょうけれども、私はちょっとさっき食べてきて、利根川のモズクガニなんかは、なかなか手に入らないものですから、こういうものをその中に入れて、利根川も含めて、この地域の特産品を河内町のふるさと納税の品物にしていきたいということで、具体的に今それを詰めているところでございます。そういうことで、順次表に出てくると思いますので、よろしく願います。

○議長（篠田英一君） 3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） それでは、2項目め、職員の管理体制についてお尋ねいたします。

安倍総理は、政策の目玉として地方創生を掲げ、地方から中央へと、その流れを地方に向かせ、さらには地方の経済を発展させようとしています。今後、地域間格差が拡大することが予想されますが、河内町の将来を明るく生き生きと輝く地域にするために、さまざまなアイデアや取り組みが求められています。

河内町の職員や各種団体等が他市町村や民間会社との交流を行うことによって、地域の特性を生かしたまちづくりを行うことができると考えるものであります。現在、他市町村との人事交流はどのようになっているのか、担当課長にお伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 服部議員の質問にお答えします。

他市町村との人事交流ということでございますけれども、現在そのような人事交流は行われておりません。ただ、以前では、稲敷市が発足する前、稲敷市が平成17年3月に発足したわけですが、それ以前に、稲敷郡内のその当時の町村間で職員の相互派遣での人事交流がありました。期間ですけれども、これが平成10年4月から平成16年3月末まで行われておきまして、職種としては保育士が3名、事務職員が5名ということで人事交流を行ってきた経緯がございます。

それと、これは他市町村ではありませんけれども、現在の成田国際空港株式会社、民営化が平成16年4月なんですけれども、民営化される以前の新東京国際空港公団時代、平成11年6月から平成15年5月までの期間ですけれども、この期間に3名ほどが相互派遣とし

て人事交流を行ってきたという経緯がございます。

○議長（篠田英一君） 3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） 次に、職員の能力を最大限に発揮していただくために、民間会社に出向して管理体制の習得など、民間会社のいいところを学ぶという意味で派遣等できないか、担当課長にお伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 確かに、民間会社の持っている効率的な面やお客様への対応、組織運営とか、学ぶ点、いいところがたくさんあるとは認識しておりますけれども、現実的なことで申し上げますと、民間会社の派遣についてどのような目的で町から派遣をするのか、その具体的内容、職種、期間などいろいろ考慮しなければならないと思います。

また、受け入れる相手側、民間会社の意向が一番重要になってくるわけですが、近隣の自治体からの情報でも、民間会社へ職員派遣したという話は、近くの自治体ではそういう情報、お話は入ってきておりませんので、現時点では少し難しいと思いますけれども、そのような情報があれば注意をしていきたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 3番服部 隆君。

○3番（服部 隆君） 最後の質問になりますが、技術職の雇用についてお伺いいたします。

町職員は、いい知恵を出し合って町発展のために頑張っていると思いますが、今、町では福祉課において県職員OBを臨時職員として雇用していますが、今後、技術職員、県職員OBを雇用して、工事現場の検査、簡易的な設計など専門的な臨時職員を雇用して、町職員の人材活用ができないものか、また今後どのように考えているのか、担当課長及び雑賀町長にお伺いいたしまして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 技術職の雇用ということでございますけれども、専門職については、採用試験で保育士、保健師、栄養士などは募集を行い、また、認定こども園でも臨時職員として保育士を採用しております。

ただ、今まで技術職についての採用は行っておりませんでした。確かに、工事現場の管理監督、設計など専門的な知識が必要になることがあり、そのような人材をいかに育成するかなど、人事管理上検討する必要があると認識しております。

服部議員がおっしゃるように、現在、福祉課で県職員OBの方を臨時職員として雇用しております。

工事現場の検査、簡易的な設計などの業務で県職員OBを活用できないかということでございますけれども、臨時職員の場合、雇用期間とその期間における業務量との関係、その一定期間その業務があるのか続くのか、その業務量とか、また、それ以外の業務も当然発生することもあり得ると思われまますので、また経費、費用など条件面のこともあり、こちら側の

都合と県職員OBの方の意向、都合などもありますので、そのあたりを考慮しながら検討してみたいと思います。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 私のほうから、先ほどの民間会社への研修ということに関してなんですけれども、やはり私思うんですけれども、例えば役場に卒業して入って、ずっとこの役場しか知らないというのも、これはいい面もありますけれども、やはり私はマイナス面もあると思います。

そういう意味では、長期でなくても、短期でもいいから、民間とか、ホテルも含めて、そういう関係のところですか、皆さんからの情報をいただきながら、そういう民間のところとか、例えば龍ヶ崎なんかやっている自衛隊もございますし、そういうところに短期間でもいいから門をたたくということは、私は無駄ではないなと思っております。長期的な部分については、なかなか難しい面もありますけれども、短期的には研修等あってもいいと思います。

それと、先ほどの技術職に関しても、牛久市あたりは大分成果が上がっておりますけれども、河内町の現状に照らして、内容をよく検討して進めていきたいと考えます。

○議長（篠田英一君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時00分開議

○議長（篠田英一君） 再開いたします。

次に、牧山龍雄君、登壇願います。

〔8番牧山龍雄君登壇〕

○8番（牧山龍雄君） 8番牧山でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

寒さが厳しさを増し、イチョウの葉も一段ときれいに色づき、落ち葉も道路をにぎわしているこのとき、雑賀町長初め、職員の皆様、毎日職務に励み、住民サービスに励んでいること、まことに感謝申し上げます。

今回、河内町に暗いニュースが流れました。7月26日から行方不明になっていた荒井貞男君が11月28日に遺体でみつきり、大変がっかりしています。同級生で親友であったため、生きてほしいと願っていました。まことに残念です。荒井貞男君のご冥福を心からお祈り申し上げます。

通告に従いまして3点ほど質問させていただきます。

まず初めに、防犯対策についてでございますが、まちづくりを考えると、安全で安心して暮らせる住みやすいまちづくりの一つとして、防犯ということが挙げられます。犯罪のない、事故のない町が理想ではありますが、現実なかなかそうはいきません。その対

策として、防犯灯、防犯カメラの設置について質問いたします。

2点目は、小中一貫校について、基本設計の予算が臨時議会で認められ、事業へ第一歩前進し、実現に向かっていきます。つくばの春日学園を視察したときに、子供たちをどう教育するか、教育目標が一番大事だというつくば市の教育長さんの話が耳に残っております。そこで、河内町の教育委員会で一貫教育についてどのようなお話をしているかお聞きしたいと思います。

3点目は、かわち直販センターでございます。現在、指定管理者制度のもと、株式会社ふるさとかわちと契約を結んでおりますけれども、契約内容や運用が現実と合わないところがあると思われまので、その点を課長にお聞きしたいと思います。

以上3点、詳細については自席にて質問したいと思しますので、よろしく申し上げます。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） それでは、まず初めに防犯対策についてですが、その一つとして、防犯灯についてお聞きします。

平成24年第4回の定例議会で、星野議員からもLED化についての質問がありました。今回は、防犯灯のLED対策についてお聞きします。

防犯灯の現状についてお伺いします。平成20年度以降の防犯灯の設置数や電気料の推移を教えてくださいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 牧山議員の質問にお答えします。

20年度からということでございますけれども、電気料につきましては、決算書がありますのでわかるのですけれども、防犯灯の設置数については、申しわけございませんけれども、記録が残っている範囲ということでご了承いただきたいと思っております。

まず、電気料ですが、数字が細かくなりますので千円単位で言いますと、平成20年度が396万4,000円、21年度が336万9,000円、22年度339万9,000円、23年度379万1,000円、24年度455万4,000円、25年度532万5,000円となっております。

次に、設置数ですけれども、平成21年10月時点で総数が1,329基、内訳としまして蛍光灯が1,315基、水銀灯8基、ナトリウム灯4基、24年10月で総数が1,406基、内訳として蛍光灯が1,392基、水銀灯10基、ナトリウム灯4基、ことし26年10月時点で総数が1,429基、内訳がLEDが69基、蛍光灯が1,346基、水銀灯10基、ナトリウム灯4基ということになっております。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 平成24年度からですか、結構電気料も上がっておりますけれども、私も町の商工会で防犯灯、水銀灯を立てているんですけれども、最初契約したのは700円前後だったんですけれども、今は1,200円に電気料が上がっております。このままいきますと、結構町の財政も圧迫するんじゃないかと思っております。

そこで、防犯灯の蛍光灯のLED化をどのように考えているのか、計画がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） これからのLED化の取り組みについてでございますけれども、LED照明につきましては、ご存じのように、消費電力が少なく長寿命、耐用年数も長く省エネルギー、二酸化炭素CO₂の削減にも大きく貢献できるなど、いろいろ利点があります。以前は価格が高いということでありましたけれども、ここ数年で需要もふえ、価格的にも低くなってきております。

そのようなことから、近隣自治体でも防犯灯を蛍光管からLED管に切りかえ、電気料や維持補修費の経費節減に努めるようになってきておりますので、当町でも、LED化した場合の経費、初期費用やリース経費、契約方法などいろいろ精査し、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 町長に最後にもう一回総括でお答え願いたいと思いますが、次に防犯カメラのほうにちょっといきたいと思っております。

防犯カメラについても、前回の一般質問で宮本議員からもいろいろ質問あったと思いますが、その後の経緯は何かありましたでしょうか、課長よろしくお願いたします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 先ほど牧山議員がおっしゃったように、本年、9月定例議会で宮本議員から質問がございましたけれども、その後の経過については、竜ヶ崎警察署と相談をいたしまして、まず3カ所でどうかということで、1カ所目が役場前の県道交差点、2カ所目が国道408号線と県道取手東線の交差点、旧長豊ドライブイン、現在はセブンイレブンがあるところの交差点です。3カ所目が、金江津常総大橋手前の県道の丁路地、ミニストップがある交差点、この3カ所でどうかということで、現在検討しております。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） これは来年度中に計画されていることだと思いますけれども、町もいろいろ財政が厳しい折ですけれども、防犯カメラというのは、いろいろな災害の抑止にもなります。

そこで、河内町も、役所とか河内町の駐車場とか、そういうところの計画もこれから進めていかなければ、安心・安全に住めるまちづくりはできないんじゃないかと思っております。そこら辺を踏まえまして、町長に防犯灯とカメラのご所見を聞かせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 牧山議員さんの今のご質問ですけれども、最初に防犯灯ですけれども、これは総務課長のほうからも答弁があったと思っておりますけれども、大分電気料が、こ

これは見て一目瞭然で上がってきたという関係、これは震災の関係、原発停止から。

ですから、長期的に見て、電気料と修繕費というのがあるんですね。電気の球を交換する。このあたりを考えて、LEDですと10年間交換なしということですがけれども、そのあたりの保証も踏まえて、町にとって最善の方法を探りながら検討していくしかないなど、いかざるを得ないという思いでございます。あくまでもこれは費用対効果の部分もございませうから、そのあたりをしっかりと精査した上で進めていきたいなということなんです。

それと、防犯カメラにつきましては、今、3カ所とりあえずということで、予算の関係もございませうので、とりあえず3カ所で進めていきたいと考えております。あとの部分につきましては、動向を見ながら今後考えていけばいいのかなと思っております。河内町にあるもの全部ですから、3カ所を設置するということが先決で、その後予算も含めて皆さんのご意見を伺いながら整備していけばいいのかなと考えております。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） もう1点、防犯カメラですね。教育長か、教育委員会に聞きたいんですけども、今度新しい学校が基本設計がなされますけれども、その中でこういうカメラ関係の設計というのはどのようになっているのか、わかる範囲で結構ですけども、まだそこらまでは考えてないですか。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） まだ本当に基本設計までいっていませんので、業者選定の段階ですので、あとは予算との関係で、できれば何カ所かという考えありますけれども、具体的にはまだ設置場所は決めておりませう。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

小中一貫校、これも先ほどお話ししましたけれども、つくばの教育長が言っていました、教育の目標はある程度次元の高いところに設定しないとうまくいかないということで、幾ら施設を立派なものをつくっても効果が出ないということでありましたので、そういうことで、私たちが議会の中で、教育委員会の議論というものがどのようにこの小中一貫校に関してなされているのかちょっと見えませうので、教育委員会の会議の中でどういう話がなされているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 牧山議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、ご存じのように、教育委員会は教育委員5名で構成されておまして、うち教育委員長、教育長もそのメンバーにあります。基本的には15日を定例で毎月という流れで来ています。委員の方々も当然地域の代表の方ですし、議会でも承認された有識者になるわけですがけれども、現在は構成からいいますと、学校教員経験者が2人、地域の方が3名で、保護者、またPTAの役員等を経験された方で構成しております。

この小中一貫校の設立に関しても、皆さんでその都度話し合ってきています。教育についてもたくさん資料があるんですが、まずは教育長会議とか、いろいろな会議があります。その中でも一貫教育、一貫校についての資料もありますので、そういうもの、または文部科学省から出されたいろいろな答申等々踏まえて、出されるたびにこちらサイドで資料をつくりまして、教育委員の皆様提示して、そこで協議いただき、またはご意見いただくという流れできています。委員さんからも、こういう教育を目指したらいいんじゃないかという具体的なお話を幾つかはいただいています。

その中で、実際議会でこの前承認された内容も踏まえて、11月には議会全員協議会でお話がありましたように、金江津中学校の子供たちの安全を守るためにも前倒し的なものが可能なかどうかと、そういう具体的な話をいただいております。

また、全国の教育委員会組織からの3カ月に一遍の「教育委員会」という冊子がございます。その中にもたくさん資料ありますので、その都度購入して、委員の方にはお分けをして、自己研修もしていただいています。具体的に今度12月もあるわけですが、その中では、きょうも後でご質問いただくんですが、教育委員会としての目指す一貫教育について提案もしてまいりたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） いろいろ資料を配って、個人的にいろいろ勉強されていると思うんですが、どこかへ研修に行くとか、または小中一貫校ですばらしい学校つくるために議会も執行部も頑張っていますので、そういうところで何かそういう会合なんかもこれから検討することは考えてはないでしょうか。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 現実的に、県の教育委員会主催の教育委員の研修会というのがございます。それから、県の教育委員会連合会というのもあります。それと、大きく見ると関東甲信越静岡の教育委員会連合会の研修会もあります。そういう研修会の折には、一貫教育の話とかたくさん話題が出るんですが、その中でも研修を深めていただいております。それらは毎年それぞれ1回ですが、実際参加していただいで研修を深めていただいています。

昨年度は、つくば国際会議場で小中一貫教育全国サミットがありました。そこには全員は参加できなかったんですが、希望される方には参加していただいで、一貫教育の状況について理解していただいた、そういう研修にも参加していただいております。この後またそういう機会がありましたら、教育委員の皆様にも研修を深めていただきたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 一つ町長にお伺いしたいんですが、町でみんなで目指しているものですので、執行部、議会、また教育委員会と、この小中一貫校に関して、年に1

回ぐらいでもいいですから、何か会議を持って意見を交わす場が私はあったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そこら辺のお考えがありましたら、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 教育長のほうからも答弁がありました。小中一貫校は、将来の河内町に大きな一つの、子供たちの教育と同時にまちづくりの大きな位置を占めると思いますね。そういう意味では、二元代表制の一翼を担う議会の皆さんと、私も全員協議会を開催していただいて意見交換をさせてもらっていますけれども、そういう中で例えばご意見等、意見交換できる場というのがあってもいいのかなという感じもします。

ですから、状況に応じてそれは、これから小中一貫校を進めていく中で、全協の中でもご意見を伺わなきゃいけないことも出てくると思うんです。そういうときには、状況を見ながら、一緒に大きな河内のまちづくり、本当に大事な教育を含めて、一緒になって考える機会が、議論する機会があってもいいと思いますので、そのあたりはそういうことで考えております。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） みんなでよりよいものをつくるためにいろいろ話し合いするのはいいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、かわち直販センターでございますけれども、先ほど申しましたけれども、現状、指定管理者制度で株式会社ふるさとかわちが運用しておりますけれども、町としては、ただ契約してあとはお任せではなくて、管理監督ということもあると思うんですね。その点で、今、担当課の経済課がどのように携わっているか、ちょっとお聞きしたいと思って質問しました。

まず、私いろいろ見ていて疑問に思うんですけども、今まで株があったとき、町の議会に報告されたときにずっと思っていたんですけども、直販センターでそれなりに利益の出たものが、ふるさとかわちのほうに収入として入れられて、ふるさとかわちの決算ということで出てきておりますけれども、あそこは土地建物全部町のもので、あそこはどっちかといったらそこで出た利益はそのもので、町のつくった目標、目的のために使ってもらわなければならないので、ふるさとかわちにその利益を一緒にしちゃうというのは、ちょっと私は前からおかしいとは思っていたんです。それは、これからあそこを運営する以上、NPO的な考えでやっていかなければいけないと思うんです。そういうところを見たときに、町では今そこら辺をどのように把握しているのか。

大変難しい話でございますけれども、イベントなんかでテントなんかを出したときに、17%かなんかという決まったパーセントがありますけれども、そこら辺を納めているのかどうか。あそこを利用するには水道、光熱水費は多分必要になるので、幾らかのお金は必要かもしれませんけれども、あそこでやった人が結構利益が上がって商売繁盛になるため

の私は直販センターだと思うんですね。

そこら辺も踏まえて、今、担当課ではどのようにあの直販センターを把握しているのか。そこら辺をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

かわち直販センターにつきましては、かわち直販センターの管理に関する協定書により、株式会社ふるさとかわちが指定管理者として管理運営を行っております。

この協定書において、管理費等につきましても定められておりまして、今、光熱水費のお話も出ましたけれども、管理費等につきましては、第5条で、直販センターの管理運営業務に要する費用には、乙、株式会社ふるさとかわちの負担として、直販センターの運用収益及び利用料、その他の収入をもって充てるものとする。なお、施設の維持管理上特に必要と認められる場合においては、甲、河内町が負担できるものとするとして規定しております。

この規定により、通常の光熱水費、警備費等の管理運営費は、指定管理者である株式会社ふるさとかわちが負担し、建物本体の大規模な修繕等については、町が指定管理者と相談し負担することができると理解しております。

第1条で、この指定期間が平成23年9月1日から平成28年8月31日と規定しておりまして、そのほかに、町側についての事業報告等につきましても第4条で定められております。

この事業報告につきましては、毎年4月に、事業計画及び事業報告ということで町側に実績及び計画ということで報告をいただいております。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 今すぐどうこうではないですけれども、今度の改定するときにもう少しきめ細かな契約書をつくっていかないと、いろいろふぐあいが出ていると思います。細かく挙げれば切りがないんですけれども、まず基本的に、直販センターでそういう経済活動をやったときに、そこだけの収支報告ですか、そういうのを町で求められるような方向にしないと、今の状態ですとふるさとかわちの中に入れちゃってやっているの、なかなかそこは町で管理できない部分、目が届かない部分ありますので、これから規定を考えたときに、また契約をするときに、そういう条項も改めて考えてほしいのと、もっと農業振興とか農業発展、そういったところに出た利益は使うべきだと思うんですね。そういうのもちゃんとこれから担当課としては指導できるような強い契約書もつくっていかなくやらないと思うので、そこら辺をこれからもう一度見直しながら、多々いろいろありますけれども、ここでいろいろ言ってもしょうがないので、これからその規約を決めるときまでにいろいろ議論を重ねて、もっとよりよい契約書をつくっていただいて、町がちゃんと管理監督できるような契約書をつくっていただきたいので、今回このような質問したんですけれども、そこら辺の考え、ご所見がありましたら、課長、また町長、ありましたら答

弁をよろしく申し上げます。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 先ほど牧山議員からご指摘いただいていますように、現在の直販センターの管理に関する協定書において不足する部分等がございましたら、次回の協定書の作成時に内容の改正を含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） この直販センター、直売所についてなんですけれども、もともとあの直売所をつくった目的は、地元の農家の所得の向上ということが大前提だと思うんですね。恐らく議員の皆さんも、つくった当時からおられる人はきっとそういうふうに認識していると思います。ですから、その原点を忘れてはならないということだと思うんですね。

今の課長の答弁では、28年の8月ですか、来年、再来年ですね。ですから、私が考えているのは、指定管理の期間があと2年を切るわけですね。2年弱ですね。そういう中で、当初の直売所の目的に沿った形の考え方をしっかりともう一度確認をするところから、次の指定管理についても考えていかなきゃならない。お金を大分入れてつくったものですから、当初の目的をしっかりと再認識した中で、この問題については、町民の方のご理解をいただきながら、農家の所得向上ということもしっかりと考えて、いろいろな課題を検討して進めていかなければならないと考えています。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 大変な血税を使ってあの土地と建物をつくられておりますので、町の農業発展のため、所得向上のためになるような、いいものをつくっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（篠田英一君） 次に、青野 正君、登壇願います。

〔6番青野 正君登壇〕

○6番（青野 正君） 6番青野です。私は、統合小中一貫校についてということで質問させていただきます。

学校の統合、特に中学校を一つにという思いは、何十年も前からあって、具体的にアンケートをとったり、説明会を開いたり、行政側はその都度真摯に努力してまいりましたが、実現はできませんでした。しかし、このたび、さきの臨時議会において、学校統合の、それも町の中央に中学校と小学校を一つに統合して、小中一貫校として新しい学校をつくるという基本設計のための補正予算案が提出され、議員の中で賛成、反対いろいろありましたが、可決され、この統合小中一貫校の第一歩がスタートしたのだと認識しております。

学校統合基本計画案ということで、町執行部と教育委員会は、住民への説明会、意見交換会、同じく子供たちの保護者であるPTA、そして議会に対しても、説明会をトータル

20回ぐらい開いてくれたかと思えます。これによって、概要は、住民の方々も保護者の方々もわかってきているとは思えます。

私は、改めて小中一貫校について、五つのことに質問したいと思います。

開校までの行程はどのようになるのか、どのような学校教育を目指すのか。先生方の配置について、保護者、子供たちへの説明について、そして最後に金江津中への対応についてということで、詳細は自席にて伺いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 開校までの行程はどのようになるかということですが、臨時議会で基本設計に係る委託料が可決され、その後の動きはどうなっているのか。その後、建築、開校までの行程、スケジュールなどを、これはあくまでも予定でしょうから、おくれることはあるかと思えますけれども、月単位で説明のほうをよろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 青野議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、行程なんですけれども、既に、プロポーザル方式によって基本設計の業者選定にかかっております。12月この後ヒアリング等々行いまして、来年1月初旬には、その中から1社、2社を優先つけて選定する予定です。

決まりましたら、今度基本設計の期間に約3カ月かかると思えますので、3月末日には基本設計が完了、その後今度は実施設計に入るわけですが、5月あたりから入りまして、9月をめどに設計完了、その後今度は工事関係の契約に入りますけれども、これが12月ぐらいで入れるのではないかなど。工事の完了が、平成29年1月という考えで行程を組んでおります。開校は29年4月1日になりますけれども、今申し上げました間に、多少月数の間でずれがありますけれども、この間には補助金申請とか、実際に業務の契約とか、工事契約等々の事務が入りますので、間の月数がちょっとずれているところがございます。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 業者選定というか、その契約なんですけれども、これは今までずっと河内町として契約していましたが、その方式的なことは私もあんまり詳しくはないんですが、同じような形でやるのかどうかを改めてお尋ねします。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） プロポーザルというのは公募型という意味なんですけど、それをもって公募型、全て公募にしちゃいますと時間が余りにもかかりますので、町とのかかわりも過去にあった設計関係の業者、特に安心して依頼できるところを8社指名しています。その8社も県南地区、茨城県内、または関東というぐあいにバランスよく指名して、その中で、今現在、基本の基本になるものなんですけれども、こちらで要望したような項目に関しての基本の部分を取りまとめているという状況で、この後12月18日にその8社が来まして、プロポーザルの流れでのプレゼンテーション、ヒアリングの期間をとります。

それを受けて、12月25日前後には審査をして、話し合いをして、1月当初には決定して業者に連絡したいという流れでおります。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 今、いろいろな形で全国的に幾らかでも値段を下げるような入札をやっていますけれども、入札不調という話もよく聞きますので、その点について、執行部としてはそういうことがないような形をなるべくとってもらわないと、入札不調になっちゃうと、また改めてやるわけでしょう。そういうことのないような対策というか、よくわからないですけども、そういう感じでやっていただければと思いますので、その点について一言あればよろしくお願いします。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 8社指名しまして、ありがたいことに現地見学の期間も設けました。8社のうち7社が希望してきて、実際に現地、その設計会社のほうから二、三名、いろいろな質問を受けながら、こういうことでということで納得して帰られましたので、まず8社から、このプレゼンテーションの中には参加いただけると思います。その後は、この後なので申しわけございません。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） では、そういううまくいくようなことを願っております。

次に、2番目、どのような学校、そして教育を目指すのか。この点については、議会初日において町長からも、諸報告の中で英語教育についての話がありましたが、教育長より改めて、そのほかの話もあると思いますので、よろしく説明をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 項目だけということでお話しさせていただきます。

今、目指しておりますのが、9年間ということで、4・3・2制で学年を組んでまいります。6・3ではない、4・3・2ですね。

それから、教科担任制につきましても、どういう職員配置ができるかによって変わるんですが、小学校の高学年には中学校の専科、専門の免許を持った先生方を授業に向けていきたい。

それから、9年間を通しますので、やはり道徳教育、心も育てなきゃいけない。いじめだ何だ、たくさんのが世間で取り沙汰されておりますので、河内に合った心を育てたいということで道徳教育を充実させたい。

それから、英語教育についても、できれば来年度から、小学校の英語の活動なんですけど、非常勤の英語の講師を雇いまして、時数をふやして3年生あたりから充実。ですから、開校に向けての準備ということになりますけど、これも継続してまいりたいと思います。

それから、かわち科についてなんですけど、これは郷土の教育を子供たちにしっかり根づかせたいという気持ちもありますし、こういう農業主体という地域の特質もありますので、

勤労体験的な教育も推進したいということで、かわち科を考えております。

それから、進路指導につきましても、現に金江津中学校の生徒、河内中学校の生徒の進路先が千葉県、茨城県ということで相当な違いがございますので、その辺のところも、子供たちに迷惑をかけないような進路指導の充実、そういう職員配置も考えております。

それから、何回か申しているんですが、地域でつくる学校ということにかなり重きを置きたいものですから、コミュニティスクールというものを立ち上げたい。話すと長くなるんですが、今、学校には学校評議員制度というのがありますけれども、これを全てやめまして、今度は小、中、一つずつの学校になった場合を考えて、その組織を大きくして、評議員を15名程度にして、それを評議員会としてその人たちが学校に自由に物が言えるというような組織をつくっていきたいと考えております。

さらに、クラブ活動、部活動についても、教職員がふえるわけですから、今より編成の段階で拡大できるということで、この拡充も図ってまいりたいと。

最後になりますが、教員の力もありますけれども、子供たち、児童生徒が自主的に育つということが大切ですので、今ある小中学校の行事も見直して、自主的に活動できる行事、そういうものも展開することを考えております。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 今、教育長がお話していただいたように、私自身は教育に関しては素人ですので、何とも言えないんですけれども、教育委員会、実質的な教育関係のトップは教育長ですので、教育長の考えのもとに、今、話を聞いた中では大変素晴らしいことかなと思っておりますので、どうぞ自分の進む道を着実にこれからも進んでいていただきたいと思います。

それで、一つだけなんですけど、4・3・2にしたいという話がありましたけれども、これについてはどういうことでそういう形をとったというか、ほかの地区では違う形をとるところもあると思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 現に6・3制の場合ですと、小学校から中学校に入るときに、環境の違い等で、中1ギャップと言われるんですが、教科担任制になったりいろいろ変化がありますので、そこでもって学校に行きたくない、不登校ですね。そういう子供たちが発生しやすいということも考えられて、今度は一体になった場合には、4・3・2といいますと、小学校の4年生で一つのブロックをつくって、その4年生がリーダーシップをとって1、2、3、4年生をまとめる、今度は中1ギャップとかそういうものもありますので、現在の5・6・中1、これを一まとまりにして、その中で中1がリーダーシップをとる、2、3は3年生がリーダーシップをとるということです。今現在、小学校6年生というのは相当リーダー性が育ちます。それを打破するためにも、今よりももう1回でも多くリーダー性が養成できる場面をつくりたい。

それと、教科担任制をする場合に、全部の小学校1年生から教科担任制は無理ですので、大体5年生あたりから可能かなと思っていますので、その5、6、中1が一つのブロックです。物によっては、先生方だけでなく、中1の子供たちが5、6年生の多少援助に当たって勉強も展開できるような組織もつくれる。中学校の今の2年、3年は進路に向かってかなり邁進する時期ですので、そこは一つのブロックにしたいということで、4・3・2という流れを考えております。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 次は、先生方の配置についてということなのですが、河内町、現在5校ですか、先生方、職員入れて全部で80名ちょうどになるのかなと思います。一貫校となった場合どのくらいの人数になるのか。また、そのときにはやはり転出転入もありますから、5校の先生方何人かずつが一つに集まって、転出したかわりに転入した人が入るわけですね。そんな感じで各学校の先生方と新しく入ってくる先生方の割合というか、そんなことはどういうふうにならしているのかなということで質問いたします。

実際、24年度ですか、みずほ小学校ができましたときに、質問したんですけども、あのときには長竿小学校の子供たちは人数もすごく少ないということで、大きなところに入っちゃうとやはり不安感とかいろいろあるもので、なるべく長竿小学校の先生方を多く入れて学校運営という形にしてもらえたらいいのかなと私自身は思って質問して、実際その後の結果的なことは、私はそこまでは把握してないんですけど、そんなことを踏まえて教育長のほうから説明をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） ご指摘のように、80数名おるんですが、みずほ小学校の場合には、約半々ずつの先生方で構成されました。この後考えられることとしましては、既に今年度の来年度に向けての人事はスタートしたんですが、今年度、再来年度ということ踏まえて29年になりますので、まず今年度から、小中一貫校を目指す目標がありますので、できるだけ小学校、中学校両方の免許を持っている先生方を確保したい、それが一つです。

それと、子供たちにとっては、最終的には進路ということがありますので、二つの中学校がありますので、茨城県、千葉県、進路の対応もちょっと違います。ですから、両方の中学校から、その当時進路についてのベテランと言われる熟達した人を受け入れたい、それも考えております。

それと、現在の学校、それぞれ小学校3校、中学校2校あるんですけども、その特色は残したいと思うんです。一貫校では、そういう五つの学校の特色をさらに向上させるような教育もしたいと思います。それがかわち科にもつながると思いますので、それぞれの学校でその特色を伝承できるような先生も残してみたいなど。

ただ、2年次計画で進めてまいりますけれども、全て現在いる先生方ということよりも、何人かはよそから、そういう小中一貫教育に対して魅力を感じている、意気に感じて

いる人も採用していきたい、それでもって活性化を図りたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 私もそう思いますので、ほかのそういう技術というか、心を持った人を入れてもらって、実際的には割合的な話はしましたけれども、何割とか言えないでしょうけれども、地元の先生と外から来る先生、外から来るのは4分の1か3分の1くらいでしょうけれども、そのときの先生方の異動の時期もありますから、何とも言えないと思いますけれども、今、教育長が言ったような形でやってくれたらいいのかなと思います。

その中で、今、話にもありましたけれども、特に金江津中の先生方については、さっきの高校の問題がありますので、金江津だけの先生でなくて東とかあっちのほうからも来てもらえれば、千葉県側の受験関係の方を結構知っている人というか、今までの経験者もいると思いますので、その点は特に配慮してもらって、これは金江津の保護者の方々が一番心配している点であります。これはことし来年の話ではないですけれども、最終年度の今からいいますと6年生ぐらいがそのときになっちゃうのかなと思いますけれども、よろしく配慮のほどお願いいたしたいと思います。

次に、学校、一応一貫校がスタートしたわけですから、各学校の保護者、子供たちへの説明はどのように予定しているのでしょうかということで、この間1カ所始まったという話を聞いていますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 今申し上げましたような内容をもとに、一貫教育の目指すものをもとにしまして、既に先月の27日には、金江津小学校のPTAがありましたので説明に上がっています。この後今月12日に金江津中学校の保護者会がありますので、同じように話をしていきたい。

年明けまして、今度は河内中学区、3校ありますので、そちらもできるだけ臨時で招集じゃなくて、そういう学校の行事があって保護者の皆さんが集まりやすい日を調整して、同じ説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 説明の内容は、今までいろいろな形でやっていた、その繰り返しにはなるんでしょうけれども、新しくこういうことが始まったよ、こういうことが始まるよという話も入れてもらって、あと保護者の意見を聞きながら、また、子供たちへの説明というのは考えているのかどうか、保護者には説明確かに必要なんですけど、子供たちにも、意識改革のためにも、今までも学校を統合するような話で河内と金江津の子供たちが一緒にやっていたような話も聞いていますが、これからも続けていくことでしょうけれども、その子供たちへの対応について、もう一言あれば説明をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 子供たちも、やはりこれから生徒の集会とか児童の集会とか学

校行事あると思うんですね。そういうときに、こういう流れで今みんなの学校は進んでいるんだよという話はしていきたい、きちっと説明をしていきたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） もう1つ、この説明会の中で、確認事項ということで、長竿と源清田が統合したときに、新しく全部いろいろなものを、校旗にしても校歌にしても、何とかにしてもということで始まったと私自身は認識していたんですけども、実際そういうものをつくり上げるときには、その委員会の中でやるということでやったわけなんでしょうけど、いざ実際にできたものを見ると、偏ったほうのいろいろなものを使ったとか、校歌にしてもあったものを使うとか、今回5校が一緒になるわけですから、そういうことはないかと思っておりますけれども、最初の確認事項なんですけれども、何事も新しく作り直すんだということは、伝統的なものは残してあれなんですけど、備品にしても、それは寄せ集めでやってもらっても、お金もかかることですからいいですけど、やはり精神的なそういうもの、校旗にしても校歌にしても、そういうのは新しく、ジャージとかも自分が身につけるものですから、全く新しくしたほうが、お金はかかりますけど、そういう意識を持って町は、教育委員会はやるんだよと保護者に対してやっていただければと思います。

長竿と源清田が一緒になったときに、保護者会の中では、多数決じゃないけど、やはり大きいほうがどうしてもなっちゃう、どうしてもいやという人もいますけど、そういう意識は改革してもらって、新規に新しくつくるんだよということでやっていただければと思いますので、そういう意識を持って説明会の中でも、徐々にしていただければと思います。

次に、金江津中への対応ということで、先ほど進学の問題については今お話がありましたけれども、説明会の中でも、小中学校、金江津中学校本体の耐震診断調査予算ということで、9月の補正で800万円ぐらいのお金が認められて、これはやらなくちゃしょうがないものか、やらなければやらなくて済むものなのかということで、いろいろ悩みの種ではありますけれども、これも金江津中学校の保護者に対しての説明会の中でもある程度は話してもらって、先ほど教育長もそういう話もするということでありますが、実際問題これは難しい問題で、設置者としては、やはり何かがあったら責任問題もありますし、お金的には早く移動してもらったほうがいいし、けどいろいろあると思います、これは。

その点について、一応考えというか、順番に、確かに責任問題としてやったほうがいいよということは誰もわかることなんですけど、気持ち的になかなか保護者の方々も考えるところがあると思う。今までもずっと悪い悪いと言いながら、一番最後に耐震診断をやるということ、これ自体がおかしいわけなんですよね。

そういうことを踏まえて、できれば延ばすのもまずいでしょうけれども、早目にも大変だし、そういう点についてどのようなことを考えているか、考慮しているのかということ、これは難しい問題なんです、本当に。一貫校ができるということは、一応ある程度の合意は得ましたのでスタートしているわけですから、その点について、答弁のほうも難しいと

は思いますけれども、この議会の中で話したことはほかの保護者の方々にも最終的に話す話だと思いますので、そういう点を考慮してお話をさせていただければと思います。

これは教育長だけじゃなくて、やはり最終責任者は町長であります。設置者でありますので、その点についてもお二人の方からお話を伺えたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 今お話があった内容につきましては、議会の中でも全協の中でもたくさんのご意見いただきました。これは本当に子供の命にかかわる問題で大変なことなので、せんだっての金江津小学校の保護者への説明にも同じような話をしてきました。

ただ、小学校の保護者の方々は、実際にまだ金江津中学校の校舎の中を理解していない方もいらっしゃるような、兄弟が中学生にいれば大体の状況わかっていると思ったんですが、余り危機感はもっていないというのが実感でした。それでは困るので、提案としましては、河内、金江津中学校がそのまま河内中学校のほうに移転できないのか、それと29年4月1日統合がありますけれども、前倒しで統合して危険な校舎を使わなくて済む状況はつくれないものだろうかという提案です。こうしてくださいということは一切言っていない。次の12日の金江津中学校の保護者の皆様にも、実際、今度は子供たちそこで生活していくわけですから、そのところをもう少し細かくお話して、できれば何らかの形で理解がいただければと考えております。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 青野議員さんの質問にお答えします。

非常にデリケートな問題なものですから、今、教育長のほうから出ましたように、12日に中学校のほうに説明会をするということになっています。それが終わってから、この間全協の中でもお話しさせてもらいましたけれども、小学校と中学校の保護者の方に説明したのものをもって、できれば議長さんをお願いして全協を開かせていただいて、皆さんとどういう方向がいいのか、またご相談を一緒にしていただければと、私も実は考えております。その上で、方向性を一緒になって考えていければなと思っています。

ですから、12日の説明会の結果をもって、その内容を全協の中で話をさせてもらいながら方向性を決めていきたいなと考えています。

○議長（篠田英一君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） では、最後になりますけれども、先ほど前倒しで金江津中学校を河内中に来てもらって一緒に別学校としてやると、前倒しというのはそういう意味のあれですね。そのことを十分に説明してもらわないと、ただ、こっちへ来てやるんだよということになっちゃうと、またまた反発があるかと思しますので、その点の十分な説明のほうを、説明会でよろしく願いいたします。この先もいろいろな大変なことが起こるかもしれませんが、その都度十分な説明、対応していただき、29年度に一貫校を開校でき

ることを願っております。

それで、計画案の中で、29年が中学校で、次が小学校ということで、学校自体は今の説明だと29年1月ごろにはでき上がって、中学校は4月開校ということですが、本体ができしまえば、小学校のほうもできれば一緒のほうがいいのかなと単純には考えちゃうんですけども、そのことに対してどうなのかなということを最後にお答えをいただきまして、この学校統合計画が本当に29年4月に開校できますことを願ひまして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 小学校の実態としまして、来年度の新入生全部で46名です。金江津小学校が23、みずほ小学校13、生板小学校10、単純に数字だけ見ますと、それくらいいるのかという感じになるかもしれませんが、その中を見ますと、例えば生板小学校の10名のうち8名は女の子です。男の子2名です。というバランスの悪さが生じています。

過去に、長竿小学校で5名のうち1名が男子とか、そういう時代も実際発生して、それではという流れで今の統合の動きも前に進んだのかなと思うんですね。ですから、数字だけ見ても少なくはなっておりますけれども、男女の構成などを見ましても必要な部分は必要なのかなと重々考えていますので、多少時間あるといっても2年しかないんですが、中学校の統合のこういう説明会を進めながら、さらに小学校についても可能であれば29年というのも視野に入れられないのかなということは話をしてみたいと。ですから、これも保護者の方々からそういう要望が出てくれば幸せだなと思いながら、説明は進めてみたいと思います。

○議長（篠田英一君） ここで暫時休憩いたします。

午後零時04分休憩

午後零時13分開議

○議長（篠田英一君） 再開いたします。

次に、星野初英君、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

○7番（星野初英君） 皆様こんにちは。7番星野初英です。私の質問が最後ですので、もう少々ご協力をよろしく願いいたします。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく分けて2項目について質問いたします。

1項目めの消費者教育の充実についてですが、近年、ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでいます。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化している中で、子供や若者が一人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう、早期から消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっています。

本年6月に政府が閣議決定した消費者白書によりますと、平成13年度は、全国の消費者センターに寄せられた消費者トラブルの相談件数が約92万5,000件と9年ぶりに増加に転じ、42都道府県で平成12年度を上回る結果となっています。消費者庁は、65歳以上の高齢者から相談件数が、前年度より5万3,000件多い26万7,000件という人口の伸びを大幅に上回るペースでふえているのが大きな要因と分析しています。そのほか、未成年に関する相談件数が、2010年度以降毎年約2倍のペースで増加していることも問題となっています。

最近では、子供が親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを購入したというものも多数寄せられていて、国民生活センターが注意を呼びかけている現状です。

先日私が受けた相談の中で、スマホで漫画を見たくて生年月日を入力したら、30万円の請求をされました。本人はびっくりして、母親が仕事から帰ってきたときに事実を告げ、すぐに私に電話がありました。消費者センターにすぐに連絡をして解決することができました。このようなことも防がなければならないと、つくづく考えさせられました。その点で、我が町の消費者生活センターの件と消費者教育の件をお伺いいたします。

2項目めは、地域の課題の解決についてですが、皆様もご存じのように、我が町では、地域の住民の要望はほとんどが区長さんを通じてが多いのではないかと思います。現在、住民の要望はどのように聞いているのか。また、その対応を受けてからの期間はどのくらいかかるのかをお聞きいたします。

今回、私は、10月31日の公明新聞に載っていた記事にとっても興味があり、この取り組みが河内町でもできたら町民とともにまちづくりができると思い、提案させていただきます。

それは、愛知県半田市の取り組みで、マイレポといって、住民が日常生活の中で見つけた道路の陥没等の問題箇所、水路、公園、ごみ、公共施設等をスマートフォン、スマホのアプリを活用してすぐに町の担当課に知らせることができるシステム「マイレポはんだ」は、ことしから開始したものです。スマホアプリを用いた同様のサービスは、千葉県の「ちばレポ」に続き、2番目に取り組んでいるそうです。

千葉市では、市みずから開発した専用アプリを使用するので、5年間で6,000万円かかっているそうです。その点、愛知県の半田市のマイレポは、フィックスマイストリートジャパンのアプリを無料で使用したそうです。お金がかからず導入できれば、住民とともにまちづくりができてよいのではないかと考えます。町としての考えをお聞きしたいと思えます。

詳細は自席にてお伺いいたします。町長、担当課長さん、よろしくお伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 我が町においても、毎週火曜日に消費者生活相談が開設されておりますが、さかのぼって3年間ぐらいの消費者生活センターの相談の件数について、内容別に、また年代別にお示しください。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

町の消費生活相談窓口への相談件数等について、直近の3年間の実績をご説明いたします。

平成24年度は、相談件数が13件で、内容別では通信販売が5件、電話勧誘が2件、店舗購入が1件、その他が5件となります。また、年代別では70歳代以上が4人、60歳代が3人、50歳代が2人、40歳代が2人、20歳代は2人となり、男女別では男性7人、女性6人となります。

平成25年度は、相談件数が24件で、内容別では通信販売が8件と電話勧誘が5件、ネガティブオプション、送りつけ商法が3件、店舗購入が1件、訪問販売が1件、その他が6件となります。また、年代別では70歳代以上が8人、60歳代が8人、50歳代が4人、40歳代が3人、20歳代が1人となり、男女別では男性7人、女性17人となります。

平成26年度は、9月末までの実績となりますが、相談件数が10件で、内容別では、通信販売が3件、電話勧誘が1件、その他が6件となります。また、年代別では70歳代以上が5人、60歳代が1人、50歳代が4人となり、男女別では男性4人、女性6人となります。

なお、毎月「広報かわち」に消費生活相談通信を掲載しており、国民生活センター等への相談事例を紹介しております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 諏訪課長さんありがとうございました。お聞きしますと、やはり高齢者の方が多いなということを実感いたします。また、若い方の中ですけれども、この相談件数の中で、子供のインターネットによる不正請求や契約トラブル、また、書き込み等によるいじめ等の相談はありましたか。その件数がありましたら、お願いします。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） ご質問の件につきまして、町の消費生活相談窓口への未成年者及び保護者等からのご相談は現在のところございません。

ただ、県全体で見ると、未成年者からの相談ではございませんけれども、やはり星野議員から先ほどお話のありましたスマートフォンや携帯電話などのトラブル、そういったものがふえているというふうに聞いております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） やはり河内町の人柄というか、地元の方には知られたくないというような、そういった気質の方が多いと思います。ですので、やはり私が相談を受けた方も、ちょうど火曜日でしたので、町に相談に行きましようと言いましたら、町では嫌だと言われました。そして、別のところで私も解決しましたがけれども、なぜかそういったことがあるので、実質的な問題は町の相談ではちょっと把握できない部分もあると私も感じております。

これは水戸市のことなんですけれども、茨城県水戸市では、ふえ続ける消費者被害を防

止し、消費生活の安定と向上を目的とする水戸市消費生活条例を本年6月に市議会公明党の推進で制定し、施行いたしました。

具体的には、2012年に施行された消費者教育に関する法律で市町村の努力義務とするなど、自立した市民の育成に力を注いでおり、全国的に珍しい条例として注目を集めています。公明党は、今までにも消費者庁の創設や法テラス開設等、一貫して消費者行政の拡充に取り組んでまいりました。

水戸市のこの条例は、消費者の安全・安心な生活のために、被害防止や地球環境への配慮等、消費生活に関する問題に関心を持たせることが目的であるとしています。昨年度、水戸市消費者生活センターに寄せられた約2,500件の相談に基づく被害額は約11億円、相談者の3割は65歳以上の高齢者だが、ネット社会の進展に伴い、ゲームの利用や架空請求等被害は小学生にまで及んでいるそうです。同条例は、このような多様化、複雑化する被害から消費者を保護するだけでなく、条例に明記した消費者市民に育成していくことに主眼を置いています。このため、国が定める消費者教育の推進に関する法律で市町村の努力義務とされている消費者教育の推進計画の策定を義務としたとあります。

同センターは、これまで市民に対する消費者講座や中学生のための副教材等を作成し、知識普及を進めてきたが、センター長はまだまだ消費者教育は根づいていないと指摘し、その上で、この計画を義務づけたことは大きな変化、特に学校の授業の一環として取り入れてほしいと強調し、市民教育課と教育委員会が協議の上、今年度中には策定していきたいと述べています。

また、消費者教育を行う人材育成や副教材の一層の充実、幼児から高齢者まで幅広い年代の学ぶ機会もふやしていく考えを示しています。

一方、消費者を保護するために、同条例では、7月までに学識経験者などで構成する諮問機関、消費生活審議会を立ち上げることを規定し、被害拡大のおそれのある悪質商法や欠陥商品の販売など不当な取引行為が認められた場合、同審議会の意見を踏まえ、市が独自でその事業に対し指導、勧告、公表ができるようになりますとあります。

そこで、教育長にお伺いいたします。

消費者教育の充実については、平成24年8月消費者教育推進法が施行され、その年の12月に施行となりました。現在、小中学校において、学習指導要領に従って家庭科や社会科、総合学習の授業の中で消費者教育が行われていると思いますが、我が町の実施状況をお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 星野議員からの質問にお答えしたいと思います。

まず、授業についてなんですが、今ありましたように社会科、小学校の低学年ですと生活科を含めます。それから家庭科、小学校は5、6年生、中学生は全員になりますけれども、その二つの教科の中でそれぞれ項目が設けられておりまして、小さい子に対しては、

実際に消費生活、物を買うということが中心になりますけれども、中学生になりますと、今度消費者の立場でもう少し詳しくという内容で、家庭科で学習しております。

社会科の中では、特に中学生になりますと、3年生で公民の分野に入ります。この中では、かなり詳しく経済についても、当然消費税とか、そういう部分についても学習しております。

授業ではそういう位置づけがあるんですが、学校または短期間の授業としまして、租税教室、これが龍ヶ崎の税務署管内で署員が来て授業を行っていただけるわけなんです、これが10年ほど前から展開されておまして、我が町でも6年になりますか、全部の小中学校で、年に1回ですけども、租税教室を展開して子供たちも学んでおります。

それから、その租税教室とあわせて税務作文というのが、中学生対象なんです、これも同じように応募がありますので、1年生から3年生まで全員作文を書いて応募するというのに取り組んでまいっております。

それから、行事の中では、講演会等、これ毎年ではございませんけれども、携帯電話、インターネット等の正しい使い方というのが主なんです、その中でこういう形にすると金銭的なトラブルとかそういうものが発生するよということで、これは中学生が中心ですが、講演会等も実施していただいております。

それから、中学2年生になりますと、職場体験学習、夏休みの期間中に3日程度実施するんですが、地元または龍ヶ崎、この近隣のお店、販売店等に子供たちの希望でお世話になって、そこで実際に職場で清掃活動やら品ぞろえやら、そういう具体的な体験をするということを計画して実施しております。

それから、全学年が関係するということになりますと、小学生ですと、社会科見学、バス遠足、そういうもの、これで実際に現地に行って小遣いを与えますので、少しの小遣いですが、それで消費生活、消費者としての勉強をする、または修学旅行等も踏まえて、これも小遣い幾らか持ってまいりますので、そこで実体験をするという形で、消費者教育についての展開をしております。

これも、文部科学省でも、先ほどありましたように推進する内容ということできちっとうたっておりますので、教科書も踏まえて、行事も踏まえて、子供たちには指導してまいりたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 大野教育長ありがとうございました。私も、夏休みにそばのスタンドで子供たちが一生懸命働いている姿を見かけたことがございます。とてもいいなど、一生懸命やっている子供たちの姿が目に入りまして、すばらしいなど。また、今後も続けていただきたいと思っております。

次に、消費者教育推進法を踏まえ、消費者教育の強化と指導者の育成についての考えをお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 現に、授業とそういう体験学習をマッチングさせての指導が主になっておるわけなんです、先ほど来国民消費者生活センターというお名前も出ておりますが、そこでは教員向けの消費者教室についての講座が計画立てられております。1週間前にその案内も委員会に届いたんですが、今までには参加ゼロだったわけですが、今、募集をかけておりますので、先生方の希望があれば、そういうところに行って実際研修してくるという体制をとっております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 私も水戸のことを先ほど詳しく言いましたけれども、私の信頼できる先輩がセンター長としてやっているの、本当に困ったときには私もそちらのほうに河内の住民でも連れていくことができますので、その辺の話も例として挙げさせていただきます。

これからもまた、いろいろな意味で、先ほど申し上げたように、水戸市のような条例は全国的にも珍しく注目を集めているものでありますが、我が町においてもぜひ参考にしながら、いい面は検討して取り入れていただきたいと思っております。

続きまして、2項目めの地域の課題の解決の質問をいたします。

先ほども言いましたけれども、初めに、現在、住民の要望はどのように聞いていますか。また、その対応を受けてからの期間はどのぐらいかかっていますか。要望の種類によって違うと思いますが、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 住民からの要望ということでございますけれども、確かに内容によっても違いますけれども、一般的なことで申し上げますと、まず、役場などに来ていただいて直接お話をお聞きしているのが一番多くなっております。そのほかに、当然電話や手紙、あと町のホームページによるものもあります。

それで、その要望を聞いてからの対応の期間ですけれども、その要望の内容にもよりますけれども、予算が伴わないものや各方面に調整の必要がないようなものは、比較的短期間、短時間に対応処理をしております。

ただ、調整が複雑なものや、予算を伴うもの、そういう場合には、必要性、緊急性などを検討しまして、また、その予算措置などの時間もありますのである程度の時間、期間がかかるのが現状でありまして、その点をご理解をいただきたいと思っております。

また、最近町ホームページへもふえておりますけれども、内容的に見ますと、地域の要望というよりは、個人的な問い合わせなどが町ホームページでは多くなっております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 比較的我が町の職員の方々は、一生懸命迅速にやってくださっていると私も感じております。

先ほどの課長さんからの答弁にもありましたが、ホームページからも要望を受けているとございました。先ほど、私、最初に説明をさせていただきましたが、愛知県の半田市のマイレポは、ことしの10月9日にNHKの「あさいち」という番組、皆さんご存じかどうか知りませんが、紹介されて、全国的にも反響を呼んでおります。スマホを利用して、道路の陥没や施設の破損、身近な問題を解決する半田市の先進的な取り組みの愛称です。町民のスマホからコメントを書き込めば、ボタン一つで写真と状況、要望が正確に担当課に伝わるようになっております。情報を受け取った市の担当課では、問題の種類に応じて対応を検討し、経過を投稿者へ返信するようになっております。

地域の課題や問題を解決する制度として、これからの町民参加のまちづくりとしても考えたらよいのではないかと考えますが、当町の考えをお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） それでは、お答えいたします。

星野議員のおっしゃいましたことのおさらいになりますけれども、道路の補修、そういう問題の箇所をスマートフォンで撮影いたしまして、専用のアプリを使って担当課に知らせるというシステム、現在、千葉市と愛知県の半田市で運用しております。半田市は、ことしの1月から3カ月間実証実験を経た後、4月から運用を開始しているということでした。

このシステムを運用開始した背景といいますのは、住民の方は、どこに連絡すればいいのかわからない、電話では問題の箇所を正確に伝えにくいということがありまして、一方、行政側は、電話では場所と状況がわからない、現地確認に時間がかかるということがあったということで、そして期待しています効果というものは、いつでも簡単に問題箇所を役所に伝えることができ、写真、GPSデータを使って状況、場所を正確に答えることができるというような背景があったそうです。

半田市が行った実証実験の結果といたしましては、期待どおりの効果があった反面、課題もありまして、不適切な投稿、問題の趣旨が不正確な投稿、また個人が特定されたものなどがあったようです。

町といたしましては、道路の補修などの要望があった際は、緊急事項でない限り区長さんを通してお願いしてございまして、特に不都合がないということがあります。また、電話での聞き取りの際も、場所の特定ができないようなものもないという状況であります。

一番問題になりますのは、システムを運用する際のランニングコストでございますけれども、千葉市と半田市はそれぞれ開発過程、開発業者が違いまして、千葉市の場合は年間540万円ぐらいかかっているそうです。また、半田市につきましては、実験的な意味合いが強いものですから、開発業者との話し合いで現在は無料ということですが、将来他の自治体がこのシステムを取り入れるとなると、100万円程度はかかるのかなということでした。

以上のようなことから、このシステムはまだ始まったばかりですし、システムそのもの

もこれからいろいろと改良されていくものと思われます。また、運用に当たってもいろいろな問題がこれから出てくるものと思います。また、費用対効果ということもありますので、このシステムが今後全国の自治体に普及していくのか、あるいは普及していかないのか、そういうところをしばらくは様子を見ていきたいと思ひます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 最初は無料ということで、ただ、余りにもNHKで放送されたり、そういう形になりまして、無料ではということになってきて、少しずつお金もかかってくるという状況だと思ひます。

我が町は、区長さんたちがしっかりしていらっしゃるということもあって、今、課長さんがおっしゃったとおりにだと思ひますけれども、区長さんたちも仕事を持ちながら住民の方たちのために働いてくださっております。このマイレポを導入することによって、少しは区長さんも助かるのではないのでしょうかということも考えます。また、先ほど課長さんもおっしゃったように、24時間365日投稿することができるといういい面もありますけれども、その反面なこともございました。その辺のところもいろいろこれから、ほかの自治体でもとても注目を浴びている問題でありますので、どのように進展していくかを見守っていただきたいと思ひます。時代とともに、今までどおりのやり方にまたプラスしながら、少しでも進歩できるように、住民のためになることであれば、前向きに検討していただきたいなという思ひでおります。

最後に、町長さんのご所見があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、石山課長から答弁があったと思うんですけれども、そういう中で、これから星野議員さんおっしゃるような時代の流れというものがありまして、どんどんいろいろなものが進歩していく中で、恐らく今おっしゃったような、星野議員さんが提案していただいたようなものが、もしかすると主流になってくるということもきっとあるのではなからうかと思ひます。そのあたりも踏まえて、将来的に絶対ないよということじゃなくて、いろいろなものが進歩する中で、柔軟に対応していけばいいのかなと考えております。

将来的には、そういうことも恐らく方向的には進んでいくものではないかと思ひていますので、柔軟な対応していけばいいのかなと考えております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 前向きな答弁ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（篠田英一君） 以上で、一般質問を終了いたします。

○議長（篠田英一君） 日程2、議案第1号 河内町税条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程3、議案第2号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程4、請願第1号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る11月27日所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

廣瀬教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長廣瀬 裕君登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（廣瀬 裕君） 教育厚生常任委員会審査報告、去る11月27日開会されました平成26年第4回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました請願第1号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を

求める請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

27日本会議終了後、全委員の出席のもと委員会を開催いたしました。審査に当たり、紹介議員である雑賀 茂議員より、今回の請願についてご説明をいただきました。

現在、歯科治療では、保険適用範囲が限定されており、高度な新しい治療行為の多くが保険給付の対象となっていない。かむことは健康の基本であり、歯の健康が生活の質の向上に大きな影響を与えることがわかっている。

時間はかかるかもしれないが、歯科治療の保険適用範囲が拡大すれば、治療がしやすくなり、多くの町民が救われるとの意見が出され、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

平成26年12月3日、教育厚生常任委員会委員長廣瀬 裕。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

請願第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたしました。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択と決しました。

○議長（篠田英一君） 日程5、議員提出議案第1号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明につきましては、会議規則第39条第2項の規定により省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては省略することに決しました。

議員提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程6、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程7、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（篠田英一君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成26年第4回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後零時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員